佐賀県告示第82号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域 を指定する。

令和3年3月19日

佐賀県知事 山 口 祥 義

所在地	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害 の発生原 因とな現象 の種類	土砂災害警戒区域 の区域
多久市	鬼ケ鼻1(JR-204-003)	地滑り	次の図のとおり
多久町	鬼ケ鼻2(JR-204-004)		
	下鶴(JR-204-005)		
多久市	片桐(JR-204-006)		
南多久			
町大字			
花祭			

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県農林水産部森林整備課、佐賀中部 農林事務所、県土整備部河川砂防課及び佐賀土木事務所に備え置いて縦覧に供 する。)